

令和4年9月定例会 環境農林委員会の概要

日時 令和4年10月7日(金) 開会 午前10時 2分
閉会 午後 0時22分

場所 第6委員会室

出席委員 木下博信委員長
深谷顕史副委員長
小川直志委員、岡地優委員、小川真一郎委員、神尾高善委員、小島信昭委員、八子朋弘委員、木村勇夫委員、村岡正嗣委員

欠席委員 なし

説明者 [環境部関係]
目良聡環境部長、犬飼典久環境部副部長、横内ゆり環境未来局長、鶴見恒環境政策課長、桑折恭平エネルギー環境課長、深野成昭温暖化対策課長、福田真道大気環境課長、山井毅水環境課長、堀口浩二産業廃棄物指導課長、尾崎範子資源循環推進課長、星友治みどり自然課長

[農林部関係]
小畑幹農林部長、唐橋竜一農林部副部長、横塚正一農林部副部長、野澤裕子食品衛生安全局長、西村恵太農業政策課長、加藤由実農業ビジネス支援課長、佐々木直子農産物安全課長、加藤幸彦畜産安全課長、戸井田幸夫農業支援課長、長谷川征慶生産振興課長、永留伸晃森づくり課長、中崎善匡全国植樹祭推進幹、木村眞司農村整備課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第116号	令和4年度埼玉県一般会計補正予算(第4号)のうち環境部関係及び農林部関係	原案可決

2 請願

議請番号	件名	結果
議請第3号	原発推進方針の撤回を求める意見書の提出を求める請願	不採択

報告事項(農林部関係)

次世代施設園芸埼玉拠点に係る5か年検証について

【付託議案に対する質疑（環境部関係）】

小川（直）委員

- 1 「3 実施事業」の「(1) 電動車（EV、PHV）の導入費補助事業費」について、予定台数を2,000台として予算を計上しているが、現在の県内の自動車全体の登録台数とそれに対するEV、PHVの登録台数は何台か。
- 2 本事業を実施することで、県内自動車全体におけるEV、PHVの比率はどのぐらい増加すると見込んでいるのか。
- 3 「3 実施事業」の「(2) 土砂適正処理監視指導費」について、安全性を確認するためボーリング調査を行うとのことだが、調査結果を受けて安全であることが確認された場合、又は安全ではないと確認された場合、その後どのように対応していくことになるのか。
- 4 今回の調査対象となっている事案をはじめとする違法な堆積に対しては、早期に対応することが重要であると考え。県ではこうした事案への対応に日々取り組んでいると思うが、具体的にどのような取組を行っているのか。

大気環境課長

- 1 一般財団法人自動車検査登録情報協会の統計によると、令和2年度のデータでは軽自動車を除く県内乗用車の登録台数は約218万台であった。そのうちEVが5,484台、PHVが7,387台、合わせて約13,000台だった。
- 2 今回の補助金により2,000台の増加となるため、EV、PHVについて、約15%の増加を見込んでいる。

産業廃棄物指導課長

- 3 調査によって安全が確認された場合については、追加の対策工事は特に実施せず、現場監視を継続することを考えている。また、調査によって安全ではないと確認された場合には、まず、行為者である堆積事業者に対し、対策工事を行うよう厳しく指導する予定である。それでもなお、堆積事業者が何ら対策を講じず、かつ、周辺に大きな影響を与える崩落のおそれがある場合には、県自らが対策工事を行うことも検討せざるを得ないと考えている。
- 4 産業廃棄物の不適正処理事案や堆積土砂の崩落等を含め、環境管理事務所職員が公用車で移動する際や台風などの後に、異常がないか必ず監視パトロールを行っている。あわせて、監視の目が届きにくい休日の夜間に、警備会社による監視パトロールを実施している。また、市町村職員に産業廃棄物に係る立入調査権を付与する「県職員併任制度」を通じて、現場に近い市町村との連携を強化し、違法事案に現場に急行できる体制を設けている。さらに、職員が24時間不法投棄の通報を受け付ける「不法投棄110番」の設置をはじめ苦情通報の積極的な受信を行い、早期対応に努めている。今後も、違法事案への早期対応に努めるとともに、悪質な事案については粘り強く監視と指導を行い、場合によっては行政処分や告発を行うことで、解決に向けて厳しく対応していきたい。

木村委員

電動車の導入費補助事業費について、希望者が申請を行ってから実際に補助金が支払われるまでの流れはどのようなものとなるのか。

大気環境課長

まず、予算成立後に補助金の手続について要綱等を定め、受付体制を整備する。その後、販売店等との契約を行った上で、県へ補助金の交付申請を行っていただく。県としては、予算の範囲内で、また決められた期限の中で、申請されたものを申請順に受け付けていく予定である。また、現在、車の納入に非常に時間がかかっていることから、今回、繰越明許費の設定をさせていただいた。車が納車された後、自動車検査証の写し等を県に提出して補助金の申請をしていただき、それを受けて県から補助金を支払うという流れになる。

木村委員

車の納期について、車種によっては納車まで4年かかるという話も聞いている。今回、本事業では令和5年3月を期限として繰越明許費の設定が行っているが、納車にかかる期間が1年を超えるなどの場合の対応はどうか。

大気環境課長

現在の納車状況についてメーカーに確認したところでは、電動車については6か月程度の納期が必要となると聞いている。今後については、メーカー等に確認しながら、1年を超える状況が発生する前に対応を検討したいと考えている。

村岡委員

- 1 電動車の導入費補助事業費について、国と県の補助金を合わせた総額は最大で幾らとなり、標準的な車を購入した場合、自己負担額は幾らくらいとなるのか。
- 2 電動車の導入費補助事業費のうち、外部給電器に関する補助について、補助対象を事業者として、災害時のレジリエンス機能を高めるとあるが、災害時に協力してもらうことを補助要件とするのか。
- 3 電動車の導入費補助事業費の外部給電器に関する補助について、予定件数を30台とした根拠は何か。
- 4 外部給電器の補助対象として、どのような事業者を想定しているのか。
- 5 土砂適正処理監視指導費について、ポーリング調査によって安全ではないと確認された場合、県自ら対策工事を行うことも検討せざるを得ないとの答弁があった。本事案の行為者は、県の指導や命令にも従わない悪質な業者なので、県が代執行を行わざるを得ないと思うが、代執行に関する考えと財源をどうするのかについて伺う。
- 6 土砂適正処理監視指導費について、今回の崩落箇所はほんの一部にすぎない。写真にある土砂堆積現場の全体像が分からないと、この土砂対策監視指導費がなぜ必要となったのか、本質が見えてこない。土砂堆積現場全体の規模と、10年以上前からの事案であるが、これまでの経緯、違法性、事業者への県の対応について伺う。

大気環境課長

- 1 国と県の補助金を合わせた金額について、国が最大850,000円、県が最大400,000円の125万円となる。また、標準的な車を購入した場合の自己負担額について、例えば、車両の本体価格が420万円であった場合、自己負担は295万円となる。
- 2 外部給電器については、今回の制度では、災害時などに自治体からの協力要請に可能な範囲で応じていただくことを補助の要件としている。災害時に活用が見込まれる外部給電器は、家庭に比べ協力要請に応えられる可能性の高い事業者を対象とした。

- 3 今回は、事業期間等も踏まえて30台を見込んだ。
- 4 事業者については、業種等を限定せず幅広く応募できるように考えている。

産業廃棄物指導課長

- 5 盛土の安全性は、ボーリング調査によりサンプリングした土砂の土質を分析し円弧滑り安全率を算出して判断する。堆積事業者が何ら対策を講じず、崩落のおそれがあるような場合には、県自らが代執行を行うことを考えている。また、その財源であるが、国の補助金を活用するとともに、現時点では全体の金額が不明なため、代執行を行う場合には予備費をお願いする予定である。
- 6 秩父市田村の現場は、面積約23,000平方メートルのところに推定100,000立方メートル以上の土砂が堆積されていると捉えている。一昨年の代執行で、県は「崩落した法面の安定化」と「大型カゴ砕工による流出防止の谷止め」といった応急措置を講じており、現状、大規模崩落が再発する可能性は高くないと考えている。しかし、対策から2年が経過し、整形した法面の亀裂や、降雨後に湧水が確認されるようになったため、詳細な安全確認が必要と判断し、国負担3分の2の盛土緊急対策事業を活用して調査を行うものである。これまでの経緯であるが、平成20年7月に無許可堆積を確認して以降、再三の措置命令や土砂搬入禁止の区域指定、二度の刑事告発を行ってきた。令和2年7月には、土砂約10,000立方メートルが崩落し、直下の蒔田川の河道を閉塞させる事故が発生した。県は、約1億5,000万円をかけて、「流出土砂の除去」「河道の復旧」「崩落法面の整形」「流出防止対策」といった代執行を行った。現在、代執行費用については、財産の差押え・滞納処分により、約2,300万円を回収している。令和2年12月、県は、行為者らに対して、土砂条例に基づく無許可堆積中止命令違反による二度目の告発を行い、本年5月に逮捕、6月に再逮捕され、9月から刑事裁判が始まっている。検察の求刑は、土砂条例違反ではなく他人の土地に無断で土砂を堆積し不動産を侵奪した「不動産侵奪罪」の懲役3年である。県の今後の対応であるが、行為者に対しては、無許可堆積土砂を除去する措置命令と土砂搬入禁止区域の指定を発令中であり、引き続き粘り強く命令の履行を指導していく。代執行費用の回収についても、厳格に対応していく。行為者は現在、行政代執行費用納付命令の取消し及び措置命令の取消しを訴え、県と法廷で係争中であるが、こちらについても、公判の中で県の正当性をしっかり主張していく。

村岡委員

- 1 私が当選して10年来、この事案を見てきた。県の度重なる指導や命令にも従わないなど、相手が一枚も二枚も上手である。推定で100,000立方メートルも土砂を積まれたとのことだが、県がもう少し早く動いていればこうした事態を招かなかったのではないかという思いもある。県は、違反状態をどうするつもりか。
- 2 以前、農林部が代執行をした事例でも2億円の費用がかかったが、その費用は回収できていない。こうした事態を繰り返さないためにも、環境部が県土整備部、農林部とも連携して県としてどうするか、決意を伺う。

産業廃棄物指導課長

- 1 土砂条例の罰金は最高でも100万円で、土砂を違法堆積した売上げの方がはるかに大きいという状況がある。今後、盛土規制法が施行されれば、法人への罰金は最高で3億円になる。この盛土規制法をしっかり活用しながら、引き続き厳しく指導していきたい。

2 現在、副知事を筆頭に、県土整備部、都市整備部、農林部などと協力し、盛土規制法の執行体制を検討しているところである。同様な事態を繰り返さないためにも、県としてしっかり対応していきたい。

神尾委員

電動車の導入費補助事業費について、補助予定件数を電動車2,000台、外部給電器30台としているが、これは来年度も継続することを踏まえた件数なのか。

大気環境課長

今年度は初めての補助金ということで、電動車2,000台と外部給電器を30台とした。また、来年度以降は、今年度の執行状況等を踏まえて予算化に向けて検討を進めていく。

神尾委員

電動車の導入費補助事業費のうち、外部給電器30台の補助について、対象はどの企業でもよいということか。埼玉県全体の地図を見て、どこに配置したら外部給電器が有効活用できるかを考慮せず、30台だけ実施するということか。

大気環境課長

今回、外部給電器については、地域性や市町村等の配置といった条件設定を行わず、幅広く声掛けをしていく考えである。

神尾委員

外部給電器の補助について条件設定を行わないということだが、補助事業者が同一市内や近隣2市等に偏るといった問題が生じないか。各市町村に1ステーション給電器を設置するという考え方で設置をしていくのであれば補助金も無駄にはならないが、ただ30台だと意味がない。対象事業者の選定に当たっては、県全体での給電器の有効な配置を考慮すべきと考えるがどうか。

環境部長

継続的な支援については、需要効果や県民ニーズ、国等の動向を見極めてしっかりと検討していく。費用対効果や県財政の全体の状況を考慮する必要があるが、補助金をもたらすEV、PHVの誘導効果は大きいと思うのでしっかりと検討したい。また、外部給電器の条件については、災害時応援協定を締結している事業者がいるので、危機管理防災部とも連携を図りながら検討していきたい。

【付託議案に対する質疑（農林部関係）】

小川（直）委員

- 1 化学肥料低減経営強化緊急対策事業では、化学肥料使用量を低減する栽培体系への転換を図るために必要な機械等の導入費の一部を支援すると説明があったが、何件の利用を想定しているのか。
- 2 化学肥料低減経営強化緊急対策事業は化学肥料の2割低減が目標の施策なのか、肥料価格高騰で収益が悪化するリスクを回避することが目標の施策なのか。
- 3 粗飼料高騰緊急対策事業は、高騰前後の価格差の6か月分の2分の1を支援するということだが、高騰の前と後はどこを指すのか。

- 4 採卵鶏農家経営安定緊急対策事業は、「物価高騰の影響緩和対策に取り組むこと」が参加要件となっているが、具体的にはどのような取組を想定しているのか。

農産物安全課長

- 1 63件の申請を想定している。農林振興センターを通じて、検討中のものも含めて幅広く要望を調査して積み上げている。
- 2 施策の目標についてであるが、この事業は肥料価格高騰に苦しむ県内の生産者が、国の支援金を年度内に確実に受け取れることを喫緊の目標にしている。また、肥料価格高騰が続く中で、この先の収益が悪化しないように中長期的にリスクを回避するためという目標もある。

畜産安全課長

- 3 高騰前は令和3年8月から令和4年1月までの6か月間、高騰後は令和4年2月から7月までの輸入粗飼料価格の平均で算定している。
- 4 具体的内容は、収入安定のための直売の増加、飼料コスト削減のための自給飼料の利用拡大、6次産業化の取組などによる付加価値の検討といったことを要件としている。

小川（直）委員

採卵鶏農家経営安定緊急対策事業の要件である、「物価高騰の影響緩和対策に取り組むこと」について、事業計画を正式に提出することになると思うが、本事業は大規模農家のみを対象として想定しているのか。

畜産安全課長

今回の事業については、経営が苦しい採卵鶏農家は全戸参加してほしいと考えている。

小川（直）委員

大規模事業者は計画書を作成する人手があるが、小規模の農家は作成する労力がなく、書類の作成が苦手な人も多いことから、そんなに大変なら事業参加をやめるという農家も出てくる可能性がある。計画書については、どのように考えているのか。

畜産安全課長

事業に参加を希望する農家に、過大な負担とならないような方法を検討したい。

岡地委員

- 1 輸入木材に頼らない県産木材供給体制促進事業について、ウッドショック等の影響で木材価格が上昇している今が、林業を振興し県産木材が着実に県内で利用される状況を作り出すチャンスだと思う。そのような状況の中で、実際にこの予算が活用されたときに、どのような変化が生まれることを想定しているのか。
- 2 土地改良施設緊急支援事業について伺う。昨今の原油価格等の高騰により、農業用水を汲み上げるポンプなどを管理している土地改良区では、電気料金の高騰に困っていると伺っている。事業実施に当たり、難しい条件がなければ喜ばれるのではないかと思う。節電に取り組む土地改良区に対して支援する、との記載があるが節電の取組とはどのようなものを想定しているか。
- 3 電気料金の高騰で困っている土地改良区は一部ではないが、県内全ての土地改良区が対象となるのか。

森づくり課長

1 本県の木材の流通は輸入木材が中心であり、ウッドショックで工務店等の木材調達が困難な状況だが、この状況を改善するような量の県産木材が供給されていない。この原因の一つとして、川上・山元の側に木材価格高騰によって生じ得る利益が十分に還元されていないという意識があり、伐採意欲が盛り上がらないという状況がある。このため、本事業は工務店等が県産木材を入手しやすくしつつ、山元が十分な利益を得られるようなサプライチェーンの構築を支援するものである。具体的には、山元の森林所有者、製材・プレカット工場、工務店それぞれが利益を分け合える木材価格を設定できるようなサプライチェーングループの創設を支援していく。その一環として、川下の需要に応えられる川中の木材加工施設の整備も進め、輸入木材のシェアの一部を県産木材に転換しようとするものである。これにより、安定した取引価格と需要が創出され、工務店等が県産木材を入手しやすくなると考えている。また、森林所有者への十分な利益還元が実現し、これまで盛り上がらなかった山元の伐採意欲が高まり、林業の活性化が図られると考えている。

農村整備課長

- 2 土地改良区を取組としては、農業用水利用を番水制にすることによる揚水機の稼働台数、稼働時間の削減や、夜間のほか、雨天・曇天時の揚水機の節約運転などを想定している。また、個々の組合員ができる取組としては、農業用水の掛け流しの抑制や、畦塗りの強化等による漏水抑制などを想定している。
- 3 原則として、県内全ての土地改良区を対象としている。

岡地委員

県内林業や県産木材の流通が活性化されたときに、実際の現場における搬出や運搬、輸送など物理的な面に対応できるのか。

森づくり課長

県産木材の生産量が増えてくれば、現状の人員や林業機械、輸送車両だけでは対応は難しいと思われる。本事業等により、県産木材の利用量が増加すれば、事業者の事業量が安定的に確保でき、収益が増えてくると考えられる。それによって雇用の増加や設備投資が可能となり、現場での搬出や運搬、輸送などに対応できる体制作りが進むと考えている。体制が整えば更に県産木材の生産量が拡大するという好循環が生まれるよう、努力していく。

八子委員

「粗飼料高騰緊急対策事業」や「採卵鶏農家経営安定緊急対策事業」について、畜産物は価格転嫁が難しいと言われるが、実際に物価が上昇している中でも、価格転嫁が困難な理由は何か。

畜産安全課長

食肉の市場関係者や流通業者等の関係者に話を聞いたところ、畜産物の流通については、消費者に届くまでに様々な業者が関与する。例えば、食肉では、食肉処理したものが卸売業者、仲卸業者、小売店を経由して消費者に届く仕組みとなっている。この各段階で、需給バランス、生産コストなどから価格形成が行われていく。そのため、消費者が、価格が

高くても購入するようにならないと、流通の始まりである生産者まで還元されない状況があり、価格転嫁ができない要因となっている。

村岡委員

- 1 化学肥料低減経営強化緊急対策事業について、今回の事業での削減量の見込みはどうか。また、農作物の収量は増えるのか。農家の労働にどう影響するのか。
- 2 粗飼料高騰緊急対策事業について、増産が見込める飼料作物とは具体的に何か。増産量の見込みはどうか。また、事業に参加してくれる農家はいるのか。
- 3 採卵鶏農家経営安定緊急対策事業について、採卵鶏農家の総戸数と採卵鶏の総数はどのくらいか。また、全農家が補助対象となるのか、全農家が赤字となっているのか。
- 4 輸入木材に頼らない県産木材供給体制促進事業について、本県での製材工場は何社あるのか。また、その規模は他県と比べてどうなのか。同様にプレカット工場についてはどうか。その上で、今回の予算は何か所を対象としたのか。
- 5 輸入木材に頼らない県産木材供給体制促進事業について、新たな流通ルートが示されているが、原木市場と製品市場が省かれるとそこで働いていた人はどうなるのか。流通の改革について、関係業者等の合意形成は十分になされているのか。また、住宅着工数が増えるとあるがその根拠は何か。

農産物安全課長

- 1 今回の事業による化学肥料の具体的な削減量は、導入する機械、作目や肥料の種類、生産者の栽培方法の違いもあり、現時点で算出することは困難であるが、農林水産省の実証例によると、畝立同時施肥機を露地野菜に利用した場合、施肥量が30%から50%削減できることが示されている。また、愛知県の資料によると、マニュアルプレッシャーを使用して堆肥を活用することで、水稻では化学肥料を25%から50%削減できることが実証されている。化学肥料低減の取組は、畑全面に肥料を一律に散布するのではなく、作物の植わっている部分にだけ、スジ状や点で施肥をする局所施肥や、生育の度合いに応じて部分的に使用量を加減する方法と、化学肥料から堆肥などへの切替えがある。いずれの方法でも、化学肥料低減には手間がかかり農家の負担が大きくなる。本事業で機械化することによって、労働時間の削減、負担軽減につながる。先ほど紹介した農林水産省の畝立同時施肥機の実証例では、労働時間も30%削減できることが示されている。一方、農作物の収量については、肥料を減らすと一般的に収量減が懸念されるが、化学肥料低減の取組により収量が低下することのないよう、普及指導員を中心に、土壌診断結果に基づく施肥指導など技術的サポートを行っていく。

畜産安全課長

- 2 増産が見込める飼料作物としては、トウモロコシ、ソルガム、飼料用稲といった、来年夏に収穫する夏作物を想定している。本事業により、優良品種の導入補助による収量の増加や採草地の有効利用が図られると考えており、現在の夏作物の収穫量19,700トンが23,000トン程度まで増加すると見込んでいる。また、県内には自給飼料の生産に意欲的な畜産農家などで組織されている埼玉県粗飼料利用研究会があり、この組織と連携して、事業推進を図って行きたいと考えている。
- 3 県内で100羽以上の採卵鶏を飼養している農家戸数は94戸で、114農場、487万羽である。県内養鶏場に聞き取りをしたところ、消費者に直接鶏卵などを販売している養鶏農家は、ほぼ生産コストを回収できている状況であるが、量販店などへの流通の割合が高い農家ほど、生産費の価格転嫁が進まず、赤字となっていることが判明して

いる。本事業では県内養鶏場の全てが事業対象であるが、支援対象となる農家については、今後、調査していく。

森づくり課長

- 1 県内の製材工場は48社である。製材業者1工場当たりの規模は、全国平均で従業員5.7人、素材消費量3,640立方メートルのところ、埼玉県内平均では従業員4.4人、素材消費量980立方メートルで小規模な製材業者が多い。また、県内のプレカット工場は30社である。プレカット工場の規模については統計資料がないが、業界新聞によると、本県は首都圏という消費地に近いことから規模の大きな工場が多く立地しているとされている。そして、今回の予算では2か所を考えている。
- 2 木材市場とサプライチェーンには、それぞれ特性がある。木材市場は、様々な木材を比較的大量に扱っており、集荷・仕分けの機能も持っている。サプライチェーンは、流通量は大きくないが木材の調達が安定していて確実であることが特徴である。本事業の目的は、従来の市場経由の流通ルートとサプライチェーン、それぞれのルートの特性を生かしつつ木材流通の多様性を強化することで、木材調達のリスクを軽減しながら県産木材の利用拡大を図るものである。したがって、従来の市場経由の流通ルートを否定するものではなく、その良さを生かしつつ本事業を実施していきたいと考えており、市場で働く方々の仕事を奪うものではない。事業実施に当たっては、埼玉県木材協会や関係業者等と協議を重ね、既存の流通を損ねない形で進めていく。本事業によって、工務店等が県産木材を入手しやすくしつつ、山元が十分な利益を得られるようなサプライチェーンが新たに構築され、このサプライチェーングループが新たに県産木材を活用した住宅を建築することとなると考えている。また、サプライチェーンの先行事例から、2、3年後には1グループにつき30棟程度の着工が見込めるため、県産木材を活用した住宅着工数が増えると考えている。

村岡委員

- 1 採卵鶏農家経営安定緊急対策事業で、100,000羽規模の大型の農場の場合、赤字額、助成額はどのくらいになるのか。
- 2 輸入木材に頼らない県産木材供給体制促進事業で、乾燥施設導入によって扱える木材量はどの程度増えると見込んでいるのか。また、導入が2か所では少ないと感じるが、なぜ2か所としたのか。

畜産安全課長

- 1 予算積算時の値を使用して計算すると、100,000羽を飼養している農場の3か月間の赤字額は約1,400万円程度、本事業による助成額は1,252万7千円と試算される。

森づくり課長

- 2 乾燥施設の導入は県産木材の品質向上を図るもので、乾燥施設の導入のみで扱える木材量が増加するものではないが、梁桁材等を加工する木材加工施設と併せて稼働させることによって、扱う木材量が増えていくと考えている。新たに施設を整備した場合の過去の事例から鑑みると、年間で約400立方メートル程度増えると見込んでいる。また、この補正予算をお認めいただいた後、年度末までの半年間の短期間での施設整備に対応できる事業者が限られると考えられることから2か所とした。今後、サプライチェーンの数や、サプライチェーンに参加する工務店が増え、県産木材の利用量を増やす中で、

必要な施設整備等の要望があれば、様々な対応を検討していく。

【付託議案に対する討論】

なし

【請願に係る意見（議請第3号）】

小川（真）委員

議請第3号、原発推進方針の撤回を求める意見書の提出を求める請願について、不採択の立場から発言させていただく。グリーントランスフォーメーション実行会議において、原子力発電所の再稼働に向けた関係者の総力の結集や、安全性の確保を大前提とした運転期間の延長など、原子力に関して、政治判断を必要とする項目が示された。このような中で、内閣府の原子力委員会は、エネルギー安定供給や、カーボンニュートラルの観点からも、既設原発の最大限の活用は重要であり、運転期間の延長等の原子力利用を巡る構造的な課題も含め、安全性の確保を大前提としつつ、利用側と安全規制側がそれぞれの立場で検討することが重要であるとの考え方の下、資源エネルギー庁及び原子力規制委員会においても、それぞれ必要な検討を進めていくよう求めたところである。今後、原子力委員会では、これらの検討内容を踏まえた上で、現在検討を進めている「原子力利用に関する基本的な考え方」を取りまとめていくこととしているが、現在の原子力政策については、令和3年10月に閣議決定された「第6次エネルギー基本計画」に基づき、安全性を最優先することを大前提として、エネルギー政策を進めているところである。よって、本請願は不採択とすべきである。

木村委員

埼玉民主フォーラムを代表して、議請第3号、原発推進方針の撤回を求める意見書の提出を求める請願について不採択の立場から意見を述べさせていただく。以下2点の反対理由を述べる。1点目、GX実行会議で示した岸田文雄総理大臣の見解は、原発の新增設の検討などを含めた内容であり、原発新增設を否定してきた従来の政府の立場から踏み込んだ内容となっている。現時点では、国民の理解を十分に得られてはおらず、大変問題だと感じている。しかしながら、岸田総理が示したこれらの見解は、法的に定められた原子力委員会で協議されたものではなく、閣議決定も経ておらず、現時点では、岸田総理の私見の域を出ていない。したがって、請願理由にある、「政府の原発推進方針」には当たらないため、この撤回を求める意見書を政府に提出することはなじまないと考える。2点目、本請願では、福島第1原発事故が与えた影響の重大性や、新增設に当たった問題点、武力攻撃等によるリスク、核燃料調達の不安定性や一度事故が起きた際の莫大なコストなど、原発政策を推進することの問題点を指摘している。請願者によるこれらの指摘内容については、政府は真摯に受け止め、対応をしなければならないと考えるものである。他方で、現在、我が国が直面している課題は、安全かつ安定的なエネルギー供給を低炭素、脱炭素な方法で実行していくことであり、単に原発の問題を批判するだけでは、これらの課題を乗り越えることはできない。事実、再生可能エネルギーはその供給量を急速に伸ばしているが、天候等に左右される変動性の課題を抱えており、それを補う蓄電池の普及も途上であり、安定供給と言える水準には達していない。また、現在、ベース電源として位置付けられている火力発電は、温室効果ガスの排出源であり、極限まで低減することが、国際的にも求められている。将来世代への責任として、気候変動を食い止めるため、あらゆる政策資源を投入して、原子力エネルギーに依存しないカーボンニュートラルを1日も早く実現することが求められるが、これらの多くの課題があるのもまた事実である。したがっ

て、原発政策の批判のみをもって、岸田総理の見解を評価するのは、エネルギー政策に関する将来への責任を果たしているとは言えない。以上2点の理由から、本請願に反対する。

八子委員

無所属県民会議を代表して、採択すべきとの立場から意見を申し述べる。CO₂削減の課題や電気料金の問題等、エネルギー政策は様々な点を考慮する必要があると思うが、2011年の福島第1原発事故以降の、将来に渡って可能な限り原発への依存度を低減させていこうという大きな流れに対して、このグリーントランスフォーメーション実行会議における議論というのは、逆行しているのではないかとわざわざを得ない。よって、本請願は採択すべきであると考えます。

村岡委員

原発推進方針の撤回を求める意見書の提出を求める請願について、本請願の紹介議員の1人として、賛成の立場で意見を述べる。請願人は、8月24日の岸田首相のGX、グリーントランスフォーメーション実行会議での発表について、これまでの原発の新增設を否定した、政府方針の大転換であると問題視している。我が党もこの方針転換は大問題であり、撤回すべきと考える。福島第1原発事故の最大の教訓は、一度、重大事故となれば、空間と時間を超えて甚大な被害をもたらすのが原発であり、原発は人類と共存できないということに尽きる。11年半以上経っても、いまだに原発事故は収束していない。政府は避難者への支援を次々打ち切り、帰りたくても帰れない避難民の痛みに寄り添うこともなく、見せかけの復興の名の下での帰還政策を推し進めている。原発事故はなかったことにしようとする、これは原発推進への方針転換とともに、被害者の心を二重にも踏みにじるものとの請願人の訴えは当然である。この間、原発安全規制は強化されたが、高レベルの放射性廃棄物は、放射能が十分下がるまで数万年から数十万年の期間を要し、その処分方法や最終処分場さえ、いまだ決まっていない。今後、導入を目指すという次世代型原発についても、安全性や経済性は未知数であり、原発事故のリスクがないという保証はない。首相は、方針転換の理由として、日本は資源に乏しく、安価で安定的で、脱炭素に対応するのが原発と発言した。しかし、2020年度の我が国の発電電力総量約1兆キロワット時に対して、環境省の再エネ導入ポテンシャル調査では、太陽光や風力など、再エネの潜在能力は約7兆5,000億キロワット時と7倍以上に上るとのことである。また、原発は安価とも言っているが、福島第1原発事故の事故処理費用は少なくとも1兆円に上り、今後どこまで膨らむか見当もつかない状況にある。加えて、東京地裁はこの7月、東京電力、旧経営陣に、13兆円超の賠償を命じた。判決の中で特筆すべきは、原発事故が起これば、国土の広範な地域や国民全体にも甚大な被害を及ぼし、地域の社会的、経済的コミュニティの崩壊や喪失を生じ、ひいては我が国そのものの崩壊につながりかねないと指摘したことである。首相はこの警告を真摯に受け止め、新方針を撤回すべきである。請願は、さらに、ロシアによるウクライナ侵攻にも触れている。原発が攻撃対象となっていることは、国防上のリスクとなっている。原発は、核兵器と同等の脅威となり得ると指摘している。この認識は、世界共通となったのではないかと。以上から、我が党は本請願に賛同するものである。委員の皆様におかれては、是非、請願人の意をお汲み取りいただき、御賛同くださるようお願い申し上げます、私の賛成の意見とする。